

**紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針  
中間報告**

平成16年1月

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

## 目 次

序章	1
第1章 適正処理のための基本方針	3
第2章 6つの具体的取り組み	4
その1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施	4
その2 地域内での資源化品目の統一	8
その3 ごみ処理の有料化を広域的に実施	10
その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化	12
その5 減量化・資源化施設の活用を徹底	13
その6 地域内に必要な処理施設を確保	14
第3章 進捗管理・情報交流体制	16
紀南地域における廃棄物処理のイメージ	18
参考資料 - 1 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会設立の経緯	19
参考資料 - 2 紀南地域廃棄物処理促進協議会の組織の概要	20
参考資料 - 3 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会開催の経緯	21
参考資料 - 4 紀南地域における廃棄物の現状と課題	22
参考資料 - 5 基本方針の対象地域	28

## 序 章

### はじめに

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、紀南地域廃棄物処理促進協議会の諮問機関として、平成15年4月24日に設置され、紀南地域（御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡）における廃棄物処理のあり方について検討を行ってきました。

検討にあたっては、県や紀南地域の市町村、産業界の取組の経緯と現状を踏まえつつ、地域内の廃棄物処理状況等に関する調査を実施するとともに、産業界、処理業界、地元自治体の方々へのヒアリングなどによって実態把握に努めてきたところです。

紀南地域の廃棄物処理の実態は、県が平成15年3月に策定した和歌山県廃棄物処理計画に示されているとおり、地域内に処理施設が不足しており、県外に処理を依存している状況にあります。

（和歌山県廃棄物処理計画抜粋 17頁）

当該地域の産業廃棄物の排出量は県全体の約1割にすぎないが、管理型等の最終処分場が立地していないことから、管理型廃棄物の最終処分は県外に依存している。また、焼却等により減量可能な可燃性廃棄物についても中間処理の多くを県外に依存しており、最終処分、中間処理ともに県外処理に依存している状況にある。

当該地域については一般廃棄物の最終処分場も不足していることから、ごみ処理施設の集約化と連動し、一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理も視野に入れ、処理施設の確保を検討する。

しかしながら、検討委員会では、施設整備の議論を優先せず、循環型社会形成推進基本法の考えに基づき、排出抑制、資源化・減量化、適正処分の順に、情報公開を徹底しながら、議論を進めてまいりました。

本報告はこれまで8回開催した検討委員会の議論を基に、紀南地域の住民、事業者、行政が今後取り組んでいくべき基本方針を中間報告として取りまとめ、提案させていただいたものです。

検討委員会では、この中間報告をスタート地点として、今後、より具体的な廃棄物処理体制の整備等についてさらに議論を行い、最終報告を取りまとめたいと考えておりますので、広くご意見を賜りますようお願いいたします。

平成16年1月5日

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会  
委員長 橋本卓爾

## 紀南地域における廃棄物処理の問題点と検討方向

### 1 生活系廃棄物に係る問題

- ・ 分別収集体制の市町村間格差が大きい。
- ・ 市町村間で、一人一日あたりのごみ排出量の格差が大きい。

### 2 事業系廃棄物に係る問題

- ・ 地域外で無害化又は資源化されているものが多い。
- ・ 当地域特有の梅加工に伴う廃棄物処理技術が確立されていない。
- ・ 事業系廃棄物と生活系廃棄物の区分が不明確で、中小事業者から排出される事業系廃棄物がきちんと分別されないまま、市町村の一般廃棄物処理施設に持ち込まれ処理されている。

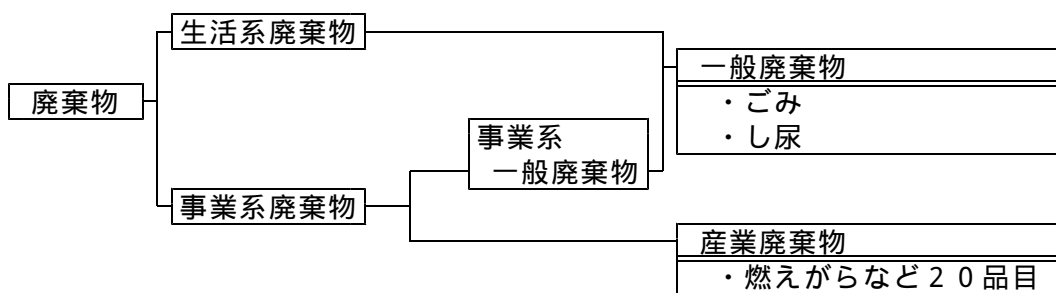
### 3 処理施設に係る問題

- ・ 地域内に資源化施設があるにも関わらず、十分に活用されていない。
- ・ リサイクルプラザなどの資源化施設が整備されていない市町村が多い。
- ・ 最終処分機能が不足しており、減量化・資源化残渣の処分を県外に依存している。

### 4 検討の基本方向

- ・ 生活系廃棄物、事業系廃棄物ともに共通した課題が多いため、一体的に検討する。
- ・ 廃棄物の処理主体である事業者や町村の規模が小さいため、事業者、市町村及び県が連携して検討する。

注) 本方針においては、廃棄物の分類を生活系廃棄物と事業系廃棄物としている。



## 第1章 適正処理のための基本方針

基本理念 「100年経っても美しい紀南」

豊かな緑と水に恵まれた紀南地方を後世に継承するため、紀南地域の住民、事業者、市町村及び県が連携し、持続的な発展が可能な循環型社会システムの構築に取り組む。

三つの行動指針

- 1 **連携** - 住民、事業者及び行政が連携して取り組む。
- 2 **統一** - 地域内での取り組み内容や目標を統一して取り組む。
- 3 **管理** - 住民、事業者及び行政が、目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。

具体的な6つの取組

- 1 **製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施**  
住民、事業者、行政は、排出抑制の手法を連携して検討し、廃棄物の徹底した排出抑制を行う。
- 2 **地域内での資源化品目の統一**  
資源化する品目の統一化を進め、地域内での資源化の拡大を図る。
- 3 **ごみ処理の有料化を広域的に実施**  
ごみ処理の有料化を広域的に導入し、排出抑制を進める。
- 4 **事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化**  
事業系廃棄物については分別を徹底し、排出者自身が適正な処理費用を負担する等、処理責任を果たすように努める。
- 5 **減量化・資源化施設の活用を徹底**  
生活系廃棄物及び事業系廃棄物とも、地域の産業や資源化施設を活用して、廃棄物の減量化・資源化の拡大を行う。なお、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、その適正処理の状況・安定性を配慮しつつ、現行の処理を継続する。
- 6 **地域内に必要な処理施設を確保**  
減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣を適正に処理するため、地域内に最終処分場を確保する。

進捗管理・情報交流体制（フォローアップ）

取り組みを進めるため、進捗管理及び情報交流機能を有する推進体制を地域内に整備する。

その1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施

循環型社会の構築には、先ず排出抑制を行うことが必要不可欠である。

従来、排出抑制は各市町村、住民、事業者の個別の判断で、独自に取り組みを行ってきたため、効果は少なかった。

そこで、排出抑制を確実に効果的に実施するため、製造段階から排出段階に至るまで、紀南地域一体となって取り組むこととする。

1 住民が行う排出抑制、資源化の推進行動

家庭内での排出抑制は、個人の判断で行われることから、これまでは“掛け声”だけで実践が伴わないことが多く見受けられた。

これらの反省点を踏まえ、消費者である住民と、製品の製造者、流通者、販売者である事業者そして市町村が一体となってシステム作りを行う。具体的に当地域では、3つの行動を目標に掲げて、住民、事業者、行政が一体となって、排出抑制に取り組む。

[ 住民が実践する排出抑制 ]

- ごみとなるようなものを買わない、受け取らない
- 出たごみはなるべく自分でリユース・リサイクル
- 自らリサイクル出来ないものは、みんなで集めてリサイクル

(1) 家庭内での“ごみ”の排出抑制の取り組み（生活系ごみ）

住民は、各種の工夫を通じて、ごみを減らすとともに、環境家計簿の活用等によって無駄をチェックする。

[ 家庭内で出来る排出抑制 ]

- 生ごみを減らす料理の工夫 環境家計簿を使って無駄をチェック
- 生ごみの肥料化 修理して長く使用 買い物袋を持参しレジ袋をもらわない
- 上手にレンタル製品を活用 バラ売り・量り売り商品を積極的に購入
- ビールびんや一升びんその他販売店で回収しているものは、販売店に使い捨てるものはなるべく使わない、買わない

[ 家庭からでるごみを減らすには ]

一般家庭から出るごみ（粗大ごみを除く）を重量で見ると、その約3～4割は生ごみです。生ごみは、水分を多く含んでいるので、十分に水切りしましょう。また、作った料理は残さず食べる、余分に作らない、買った食品は消費期限内に食べるなど食品を無駄にしないことが家庭から出るごみを減らすことにつながります。

## (2) 地域で出来る“ごみ”の排出抑制の取り組み(生活系ごみ)

### ア 地域の活動強化

市町村は、町内会や学校での集団回収、バザー、フリーマーケットでのリサイクル活動を活発にするために、活動の実態や課題を実施団体等から聞き取り、支援策を講ずる。

また、各家庭で生ごみを堆肥化した肥料を、家庭菜園だけでなく地域の農業や林業に活用できるように、地域で連携したシステムを考えていくことも必要である。

#### [ 地域の取組を活用した排出抑制 ]

町内会や学校での集団回収や廃品回収の積極的な開催・実施  
バザーやフリーマーケットを開催して、積極的にリユース(再利用)  
生ごみの堆肥化による土づくりと安心安全な野菜作り

### イ “ごみ”が少ない商品の購入

使い捨て容器や過剰包装などは、拡大生産者責任に基づいて、その生産者や販売者が解決に取り組むべきであるが、制度面での対応が遅れており、国等に制度化を働きかけていく。

当地域では、まず身近なところから取り組むこととし、消費者(住民)と販売店(事業者)及び行政が連携し、消費者自らが、不要なサービスの廃止や商品の改善を提案するなど、消費者と販売店等が一体となって、ごみの出ない地域社会を作り上げる。

#### [ “ごみ”が少ない商品の購入 ]

ごみになりやすい製品、ごみになった時に処理が困難な製品を買わない  
量り売りの利用  
過剰包装を断る  
買い物際にはマイバックを持参し、レジ袋をもらわない

#### [ 考え方は地球規模で、実践は一人ひとりの足元から ]

青果物などパック包装の物と量り売りの物とでは、どちらがおいしく、また環境にやさしいのでしょうか。

あなたは、製品と一緒に“ごみ”を買っていませんか。

何気なく、購入している製品ですが、その製品が廃棄物となった時のことを考える生活習慣の輪を紀南から広げていきましょう。

## 2 事業者が行う排出抑制、資源化の推進行動

産業廃棄物と事業系一般廃棄物を一体的に事業系廃棄物と認識し、事業者自らが排出抑制に取り組む必要がある。

### [ 事業者が実践する排出抑制 ]

ごみになりやすい製品、処理が困難な製品を作らない、売らない、使わない  
発生するごみはなるべく自らリユース・リサイクル  
自らリサイクル出来ないものは、適正なりサイクル業者でリサイクル

### ( 1 ) 事業者における廃棄物の排出抑制の取り組み

#### ア 廃棄物の自己管理の徹底

事業者は、廃棄物の発生実態を定量的に把握し、製造工程や流通過程から生じる廃棄物の発生を徹底的に抑制する。

#### イ 排出抑制、資源化の評価システム

事業者は、環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）を積極的に導入する。

なお、環境マネジメントシステムの導入が困難な中小の製造業や小売業・飲食店、サービス業者等に対しては、関係機関と連携して地域の実情を考慮した評価手法を検討する。

#### ウ 従業員に対する環境教育

事業者は、従業員に廃棄物の排出抑制や環境保全に関する法制度等の普及啓発を行う。

#### エ 環境に配慮した製品設計、販売

製品等の製造からリサイクル・廃棄までの一連の環境負荷を総合的に評価（LCA：ライフサイクルアセスメント）する等、製品の素材や形状の工夫、梱包の簡素化など、便益性志向から環境配慮志向への転換を図る。

また、使用後の商品の回収システム（デポジット制等）やレジ袋の有料化の導入等に積極的に取り組む。

### 3 行政機関が行う排出抑制・資源化の推進行動

県や市町村等の行政機関は、廃棄物の排出抑制、資源化の推進を模範的に実践する。

#### [ 行政が実践する排出抑制 ]

住民・事業者が排出抑制・資源化に取り組めるシステム作りと支援  
自らが模範となる排出抑制の実践  
環境教育の充実による啓発  
減量化・資源化の技術情報の提供

#### ア 行政機関から模範を

地域のすべての行政機関がISO14000 シリーズの取得を目指す。

#### イ 公共工事における再生資材の活用推進

本地域では、公共工事から発生する建設廃棄物などが多いことから、それらを積極的にリサイクルするとともに、出来た再生資材を積極的に活用する。

#### ウ 環境教育の強化

行政自らが模範となるよう、職員に対して、積極的に環境教育を行う。

また、環境保全に関する知識を家庭及び事業者へ普及啓発するため、環境教育読本の作成や環境教育講座開催などを行う。

#### エ 排出抑制方法等の情報提供

個人や地域のアイデアで実践されてきた家庭や地域で出来る排出抑制方法を“排出抑制実践マニュアル”のようなパンフレットにまとめ、地域内での周知を図る。

## その2 地域内での資源化品目の統一

資源化推進の取り組みや分別収集方法等、市町村により資源化する品目及び方法がまちまちであり、格差が大きい。資源化する品目を設定し、市町村間相互やリサイクル業者との連携を図りながら、地域全体で資源化の拡大に取り組むこととする。

### 1 資源化する品目の基準

住民、市町村、資源物を取り扱う業者が連携し、統一的な基準を設定して地域の実情にあった効率的な資源化を実施する。

#### 既存のリサイクルシステムの活用拡大を踏まえた統一基準

資源化を実施していくためには、確実かつ安定的に資源化できるルートを確保することが、必須の条件である。容器包装リサイクル法等を活用するとともに、地域内のリサイクルシステムを活用して資源化品目統一の目安を定める。

資源化について統一基準を設定し、その分類品目については計画的かつ段階的に資源化を行う。

資源化を行う方法については、地域により地理的な状況等が異なることから、住民に排出時点でどの程度の分別を求めるのか等、収集方法については個別市町村の判断に委ねるものとする。

統一品目以外の資源化については、それぞれの市町村の判断に委ねるものとする。また、蛍光灯や乾電池等いわゆる有害ごみについては分別回収に努めることとし、既存の処理システムを活用して適正に処理するものとする。

地域内リサイクルシステムを考慮した資源化の統一基準を以下に提示する。

#### [ 資源化する品目の統一基準 ]

種 別	資源化に取り組む品目			
紙類	新聞紙	雑 誌	段ボール	紙パック
プラスチック類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック <sup>1</sup>	
ガラス類 <sup>2</sup>	無色びん	茶色びん	その他色びん	リターナブルビン
金属類	スチール缶	アルミ缶	その他金属類	
粗大ごみ	金 属 製			

1：検討中

2：白抜きの品目については容器包装リサイクル法に基づいて分別収集を実施した場合、容器包装を製造あるいは使用している事業者が資源化費用を負担

## 2 経済的かつ効果的なシステム作り（各種の連携方策）

---

### （１）市町村間の連携

回収量の少ない市町村は周辺市町村と連携して、リサイクル業者への安定供給システムを構築する。

なお、収集・運搬システムの検討に当たっては、リサイクル業界と連携し、民間活力の導入等も考慮する。

### （２）県との連携方策

市町村の境界を超えた広域的なごみ分別品目の統一化は、全国的にも類を見ない取り組みである。地域全体の足並みを揃えるために、県は各市町村間の調整役を行う。

### （３）リサイクル業界との連携方策

リサイクル業界は、地域の要請を踏まえ、自らの選別能力を強化してリサイクルを拡大する。

### （４）住民又は事業者の連携

住民又は事業者相互が連携して、意見交換会などを開催し、システムの改善や対策を積極的に提案する。

[リサイクル現場からの声（新聞紙等の事例）]

梱包の工夫

ビニール製の紐で縛ってあるとその紐をリサイクル業者で取り除く必要があり、紙製の紐で縛って出すことが望ましく、これは、新聞販売店が家庭に配布するビニール製の袋も同じです。なお、紙製の袋であっても、紙以外の異物混入を確認する必要があるため、リサイクル業者では袋から取り出して、中身をチェックしています。

ダイレクトメール

ダイレクトメールの封筒には、ビニール製のものが多く使われています。混ざると再生紙の品質低下の原因となりますので、必ず紙とビニールを分別してください。

### その3 ごみ処理の有料化を広域的に実施

ごみ処理の有料化には、不法投棄の増加等が懸念されるが、ごみの排出抑制効果、リサイクル意識の醸成等、啓発効果が期待される。

当地域では、基本的に地域内すべての市町村がごみ処理費用の有料化を実施することとするが、基本的な考え方を統一するまでに留め、その手法等については個別市町村の判断に委ねる。

#### 1 効果的な有料化システムの構築

##### (1) 有料化の方式

有料化には大きく3つの方式があり、住民の意見等を踏まえながら、検討を行う必要がある。

有料化の導入にあたっては、個別市町村ごとに、地域の実情にマッチした方式を選択するものとする。

有料化の方法	内 容
単純従量制	・重量または容量に応じて、料金が生じる方法（指定袋等） ・多くの市町村で導入されている
基準超過従量制	・ある一定量（袋の枚数等）を超えた場合に料金が生じる方法
定額制	・月極めや特定の廃棄物に対して料金が生じる方法（粗大ごみ等）

紀南地域における有料化の状況（平成14年度末）

(市町村数)

有料化の状況		収集ごみ		持込		
		生活系	事業系	生活系		事業系
				(一般家庭)	(粗大)	
有料	単純従量制	16	9	15	19	23
	基準超過従量制	1	0	0	0	0
	定額制	0	1	10	0	0
無料		10	-	2	7	4
受入無し		0	17	0	1	0
合計		27	27	27	27	27

事業系廃棄物を収集していない市町村では、生活系廃棄物と明確に区分して排出されていない場合が多いため、事業系廃棄物は自らに処理責任があることを理解させ、生活系廃棄物へ混入して排出しないように啓発することが必要である。

また、事業系廃棄物を無料で受け入れている市町村では、排出事業者において、十分な排出抑制や減量化努力が施されていないため、有料化による排出抑制を実施する必要がある。

## (2) 料金の設定

ごみ処理に伴う料金の地域間格差は、料金の安い地域や無料の地域へのごみ流動の原因となる可能性があり、排出者負担の公平性を確保するために、市町村間の料金格差をなくすことが望ましい。

したがって、基本的には各市町村の判断に委ねることとするが、地域内市町村間での調整を密に行い、なるべく格差をなくすように努める。

## **2** 有料化の円滑な実施

---

### (1) 有料化による排出抑制効果の公表

市町村が有料化を実施する際には、住民や事業者の排出者に対して周知を図り、その効果を適宜公表する。

### (2) 有料化に伴い得られた財源の活用

ごみ処理の有料化に伴い得られる財源（収入）は、排出抑制を行った住民・団体や地域に対しての表彰や環境保全活動に活用する等、目に見える形で地域に還元することを基本とする。

## その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業系廃棄物は、本来排出事業者自らが責任を持って適正処理すべきものであるが、中小事業者の多い紀南地域では区分されず、市町村が一般廃棄物の処理に際して、生活系廃棄物として処理している事例がある。

当地域では、事業系廃棄物の発生抑制、資源化を推進するため、事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化することとする。

### 1 事業者における分別の徹底、適正処理の実施

事業者は事業系廃棄物の減量化及び資源化に努め、分別を徹底して、自らの責任で適正に処理することとする。自ら適正に処理できない廃棄物を処理業者に委託する場合は、法に基づく委託基準を遵守して実施し、さらに自らが適正に処理されていることの確認を行うこととする。

やむを得ず市町村へ排出する場合は、分別の徹底を行い、事業系と生活系廃棄物の区分を明確にして排出することとする。

### 2 排出責任に基づいた処理料金の設定

事業系廃棄物を市町村で受け入れる場合には、排出事業者責任を明確にするため生活系とは別に適正な処理料金を設定する。

### 3 事業者への啓発活動

市町村は、事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を指導するパンフレットを作成するなど、啓発活動を行う。

産業界は、事業者に対して事業系廃棄物と生活系廃棄物の排出方法の区分等の講習会を行うなど、啓発活動に努める。

#### [ 新宮市での例 ]

新宮市では、生活系廃棄物を排出する場合、市民は、市から各世帯に発送する市指定ごみ袋引換券を持って、市指定ごみ袋引替店で年間分のごみ袋（世帯の家族数によってごみ袋の大きさは異なるが、一世帯あたり年間120枚）と交換できている。この枚数を超えて排出する場合は、別途指定ゴミ袋（1枚60円（45L）、40円（30L）、20円（15L）、10円（8L））を購入しなければならない。

一方、事業系廃棄物を排出する場合、事業者は、直接処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、少量の場合は、事業系廃棄物用の指定袋（1枚120円（45L）、80円（30L））を購入して、事業所の前へ排出しなければならない。

このように、住民と事業者を明確に分けて排出させることは、生活系廃棄物と事業系廃棄物を明確に分ける一つの方法である。

## その5 減量化・資源化施設の活用を徹底

地域内では、金属類、廃プラスチック、紙類、木類、がれき類、ガラス類等のリサイクルが行われているが、現時点では、処理能力は十分には活用されていない。

これらの既存のリサイクルシステムを最大限に活用し、リサイクルを拡大する。

また、県外の資源化・減量化処理施設を活用して処理されている事業系廃棄物は、その環境負荷や経済的合理性を考慮し、継続して活用することとする。

### **1** 生活系廃棄物における既存システムの活用推進

---

プラスチックと金属が複合した日用品についても、機械による破碎・分離・選別と目視により、地域内で有価なプラスチックと金属への資源化が行われている。

資源化可能な商品や製品ごとに分別手順書を作成し、既存システムの活用を行う。

### **2** 事業系廃棄物における既存システムの活用推進

---

#### (1) 地域内の減量化・資源化施設の活用推進

##### ア 減量化・リサイクル情報の発信

処理業界、市町村及び県は、リサイクルに関する情報を積極的に公表し、事業系廃棄物のリサイクルを促進する。

##### イ 資源化が難しい廃棄物対策

排出頻度が少ない、発生量が少ない等の理由で、リサイクルが困難な廃棄物については、排出事業者、産業界、処理業者と行政が連携して収集体制構築等に取り組む。

##### ウ 減量化・資源化推進に対する支援

県及び市町村は、地域内の事業者による減量化・資源化に寄与する取組を、環境ビジネス（産業育成、雇用創出）育成の機会と捉え、必要に応じ支援施策の検討を行う。

#### (2) 地域外の処理技術の活用継続対策

##### ア 地域外でのリサイクル関係情報の提供

地域外で資源化・減量化されているものについても、行政が関係機関と連携して情報提供を行い、一層の資源化を進める。

##### イ 委託先業者の処理技術の確認

地域内で発生し、県外で処理が行われている事業系廃棄物は種類に応じて処理ルートが形成されている。排出事業者は、処理先の処理技術の確認に努めるとともに、産業界もその処理の確認や処理状況の確認に努め、事業系廃棄物の適正処理のための委託先を確保する。

## その6 地域内に必要な処理施設を確保

既存施設で処理が困難な廃棄物については、地域内で処理施設を確保する必要がある。

当地域内では、処理責任を有するものが単独で、あるいは連携して、最終処分量を極力減らすための中間処理施設の確保を目指すこととする。

また、最終処分場については、減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣のみの処分を目的とし、事業者、市町村、県が連携して整備に取り組む。

### 1 資源化・減量化施設の確保

一般廃棄物処理施設については市町村が、産業廃棄物処理施設については事業者、業界団体が確保するものとする。

#### (1) 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物については、地域内での処理を完結させることを基本とし、そのために必要な焼却施設や減量化・資源化施設を市町村が地域内に確保する。

なお、施設によっては、市町村間で連携するメリットを考慮に入れて、より効率的な処理システムの構築を目指すこととする。

##### ア 焼却施設

今後新たに整備を行う際には、基本的に市町村間で連携した広域的な処理施設とし、最終処分量を最少化できるシステムを導入する。

##### イ 資源化施設

なるべく市町村間で連携して整備を進めることが望ましいが、生ごみ堆肥化施設等、広域的な処理が困難と考えられる廃棄物については、個別市町村での対応を検討する。

なお、資源化施設の整備に当たっては、既存の民間資源化事業者との連携も考慮することとする。

#### (2) 産業廃棄物処理施設

事業系廃棄物のうち、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、現行の処理を継続するが、将来的に、地域内処理が望まれるものについては、排出事業者、産業界、行政が連携して検討する。

##### ア 地域特有のもの

本地域の特徴的な廃棄物である梅加工残渣については、地域内での資源化・減量化を推進するため、業界が主体となって減量化・資源化施設の確保を検討する。

##### イ 既存のリサイクル技術を転用できるもの

有機性汚泥、無機性汚泥等は、一定の中間処理（中和・脱水処理、焼却処理等）後、建設資材等へのリサイクルが可能となるものもあるため、排出事業者・産業界、

処理業界が連携して、必要な処理施設を確保する。

## 2 資源化・減量化処理残渣の併せ処理施設（最終処分場）の確保

資源化・減量化を徹底した場合に、増加が予想される処理残渣（リサイクル不適物）については、地域内で適正な処分先を確保する必要がある。

これは、生活系、事業系廃棄物に共通する問題であることから、当地域ではこれらを併せて処理できる最終処分場を、事業者（産業界）、市町村、県が連携して確保する。

### [ 併せ処理施設の考え方 ]

事業者（産業界）、市町村、県が連携して地域内に確保する最終処分場は、減量化・資源化処理残渣のみを対象とする。

設置、運営に際しては、事業者（産業界）、市町村、県が連携し、一体となって取り組む。

料金は既存の資源化システムを阻害しないように設定する。

### [ 生ごみの処理について ]

現在、紀南地域の市町村の一般家庭から出る生ごみは焼却されている。生ごみは肥料やメタン回収によるエネルギー等としても資源化が可能である。経済合理性だけでなく、資源物の市場性や総合的な環境負荷（LCA等）を勘案し、生ごみについても、各家庭での個別処理、市町村単位での収集処理、市町村が連携しての広域処理といった処理範囲並びに、技術面、経済面など総合的かつ多面的に処理方法を検討する必要がある。

生ごみの肥料化は有効な手段の一つであるが、現状では、各市町村の地理的な条件等の違いから、統一的に取り組むことが困難であり、廃棄物の適正処理対策という視点だけでなく、農業振興や林業振興といったまちづくりや農山村活性化、生活者のライフスタイルの見直しなどの取り組みが必要である。

このため、生ごみだけでなく地域内の有機性廃棄物の資源化については行政は、側面から支援していくことを基本に、リサイクル関連業者や研究機関とも連携を図りながら、今後とも検討していく必要がある。

## 第3章 進捗管理・情報交流体制

基本方針に基づいた「6つの具体的な取り組み」は、紀南地域が一体となって着実に効果的に実施する必要がある。また、実施に際しては、成果を検証し、必要に応じて取組内容を修正する等の進捗管理が重要である。さらに得られた成果については広く公表する等、普及啓発を目的とした情報発信も重要である。

そこで、住民や事業者に環境保全意識の醸成や、取組の進捗管理を目的とした推進体制の整備を行うこととする。

### 1 進捗管理・情報交流体制の構築

取り組みについては、市町村単位、地域全体で実施すべきものがあることから、進捗管理についても市町村単位、地域全体に区分して行う必要がある。

#### (1) 市町村ごみ減量推進協議会の設置

市町村ごとに、ごみの分別収集方法やごみ減量目標等を検討するごみ減量推進協議会を設置し、地域レベルで取組の進捗管理・情報交流を行う。

#### (2) 地域の取組を統括する機関の設置

従来の市町村単独での廃棄物行政から、地域内での統一した減量化・資源化の取組を目指すため、地域全体の進捗を管理する推進体制を住民、事業者及び行政が参画して整備する。

なお、このような推進体制の運営には、人的、経済的な部分が不可欠であることから、事務局的な役割を、事業者（産業界）、市町村、県が連携して設置する処理施設の事業主体に持たせることも考えられる。

### 2 進捗管理・情報交流の具体的内容

次に示す各メニューについては、市町村レベルで行うもの、地域全体で行うもの、県全体で行うものがあるので、必要に応じて各主体が実施するものとする。

#### (1) 環境教育の強化

環境保全の意識を高めるために、小中学校等の教育現場において環境教育の推進と充実を積極的に行う。

また、環境教育読本の作成や環境教育講座の開催により、環境保全に関する知識を住民及び事業者へ普及啓発する。

#### (2) 普及・宣伝活動実施

パンフレットやチラシの配布など地域の取組が重要であり、町内会や産業界を通して、普及・宣伝活動を行う。

また、各種の情報伝達には、IT技術を駆使するとともに、地域内の報道関係機関にも積極的な協力を要請する。

### (3) 取組の進捗状況の公表

ごみ量・リサイクル量・原単位等を、定期的に市町村単位等で公表し、取り組みの状況を住民・排出事業者が自ら評価できるシステムを構築する。

### (4) リサイクル業者及びリサイクル店の指定制度

リサイクルの最終的な担い手は、リサイクル業者である。そのため、紀南地域で一定の基準を設けて、「再生業者の指定制度」を行い、リサイクル業者を育成するシステムを構築する。

生活系廃棄物については、リサイクルの中継（店頭回収）を行うスーパーや商店が存在するが、統一した「リサイクル取次ぎ指定制度」を設けて、消費者にリサイクルに積極的な販売店での購買を促すシステムを構築する。

### (5) グリーン貢献基金の創設

ごみ有料化徴収料金などから基金をつくり、適正処理推進を目指して実践的な活動を行っている住民や地域、事業者等の功績を顕彰する。

### (6) 行動を継続するために

紀南地域の一体性を保ち、この先駆的な取り組みを継続させるために、統一行動の日を創設し、地域の活動等の報告・発表の場を設ける。